



宮 崎 県 公 報

平成21年12月3日（木曜日）第 2139 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

規 則

○宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………（会計課） 1

告 示

○民有林の保安林の指定（7件）……………（自然環境課） 2

○漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定の一部改正……………（水産政策課） 3

○道路の区域の変更……………（道路保全課） 4

○道路の供用の開始……………（ ） 4

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………（生活・労働・財政課） 4

○歯科技工士国家試験の実施……………（医療業務課） 4
○県営土地改良事業に係る換地処分……………（農村整備課） 5
○二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者の決定……………（建築住宅課） 5

病院局公告

○落札者等の公告…………… 6

公安委員会規則

○鉄砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則…………… 6

選挙管理委員会告示

○平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に係る候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨…………… 7

規 則

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第45号

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第1（第3条関係） [略]	別表第1（第3条関係） [略]
4 警察関係使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第40号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(49) [略]	4 警察関係使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第40号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(49) [略]
(50)・(51) [略]	<u>(50)</u> 銃刀法に基づく認知機能検査手数料 (51)・ <u>(52)</u> [略]
(52)～(57) [略]	<u>(53)</u> 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習手数料 (54)～ <u>(59)</u> [略]
(58)～(78) [略]	<u>(60)</u> 年少射撃資格認定申請手数料 (61) 年少射撃資格認定証書換え手数料 (62) 年少射撃資格認定証再交付手数料 (63) 年少射撃資格講習手数料 (64)～(84) [略]
(79) 認知機能検査手数料	<u>(85)</u> 道交法に基づく認知機能検査手数料
(80)～(98) [略]	<u>(86)</u> ～ <u>(104)</u> [略]
[略]	[略]

附 則

この規則は、平成21年12月4日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 757号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年12月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字中尾5609-1、5611、5612-1、5612-3、5612-4、5613-1、5616から5618まで、5627-1から5627-7まで、5628-1、5628-4、5631-1、5631-3、5632-1、5632-2、5633、5634、5638、5642-1から5642-3まで、5643、5644-1、5644-2、5645、5649、5689、5690、5691-1から5691-3まで、5694、5695

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 758号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年12月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字河久保山5579-2から5579-5まで、5582-1、5582-2、5583-1、5583-2、5584-1、5584-2、5585-1、5585-2、5587-1、5587-2、5588-1、5588-2、5589から5591まで、5592-1、5592-4、5592-5、5593-1、5593-2、5594-1、5595、5596-1、5597-1から5597-4まで、5598-1、5598-2、5598-4、5598-8、5599-1から5599-3まで、5600-1、5601-1、5601-2、5602-1、5602-2、5603-1、5603-3、5603-4、5603-6、5603-7、5604-1から5604-3まで、5604-8、5606、5606-2、5607-1

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林

部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 759号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年12月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字止尾3211、3224-1、3224-3、字小崎滝3228、3233、字横尾3236-1、3236-3、3237-3

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 760号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年12月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山中横尾6469-1、6469-4、6470-1、6470-3、6470-4、6470-6、6470-8、6471

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 761号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年12月3日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 串間市大字市木字長迫2854-12、2854-15、2854-28、字迫田3112-21

- 2 指定の目的 干害の防備
 3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに申間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 762号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年12月 3 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 申間市大字市木字郡司部4628- 1
 2 指定の目的 干害の防備
 3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに申間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 763号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成21年12月 3 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 北諸県郡三股町大字樺山字大谷67- 4、67- 7、67- 39、67- 47、67- 53、67- 58、67- 60、67- 62、67- 64、67- 66、67- 79、67- 81、67- 95、67- 98、67- 112、67- 124、67- 125、67- 135、67- 137、67- 144、67- 147、67- 149、67- 208、67- 229、67- 231から67- 234まで、67- 244、67- 248、67- 258、67- 262、67- 271、67- 284、84- 13、93- 34、93- 35、93- 38から93- 40まで、93- 77、字前山 342- 3、342- 4、342- 11、342- 12
 2 指定の目的 干害の防備
 3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 764号

漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定（平成14年宮崎県告示第 427号）の一部を次のように改正し、平成21年12月 3 日から適用する。

なお、同日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例による。

平成21年12月 3 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
加入区 の名称	区 域	区 分	加入区 の名称	区 域	区 分
[略]			[略]		
島浦町 加入区	島浦町漁業協同 組合の地区	1 小型機船底びき網等漁業 2～5 [略] 6 小型漁船漁業であって1、2及 び3に掲げる漁業以外のもの	島浦町 加入区	島浦町漁業協同 組合の地区	1～4 [略] 5 小型漁船漁業であって1及び2 に掲げる漁業以外のもの
延岡市 第一加 入区	延岡市漁業協同 組合の地区のう ち旧延岡東漁業 協同組合の地区	1 [略] 2 小型まき網漁業 3・4 [略] 5 小型漁船漁業であって1及び2 に掲げる漁業以外のもの	延岡市 第一加 入区	延岡市漁業協同 組合の地区のう ち旧延岡東漁業 協同組合の地区	1 [略] 2・3 [略] 4 小型漁船漁業であって1に掲げ る漁業以外のもの
[略]			[略]		
日南市	日南市漁業協同	1 大型定置漁業及び小型定置漁業	日南市	日南市漁業協同	1 小型定置漁業

第一加 入区	組合の地区のうち ち鶴戸支所の地 域	2 [略]
[略]		
南郷加 入区	南郷漁業協同組 合の地区	1・2 [略] 3 中型かつお漁業 4～6 [略] 7 ひき縄漁業（総トン数10トン以 上の漁船により、ひき縄を使用し て営む漁業をいう。以下同じ。） 8 [略]
[略]		

第一加 入区	組合の地区のうち ち鶴戸支所の地 域	2 [略]
[略]		
南郷加 入区	南郷漁業協同組 合の地区	1・2 [略] 3～5 [略] 6 ひき縄漁業（総トン数10トン以 上の漁船により、ひき縄を使用し て営む漁業をいう。以下同じ。） 及び小型かつお漁業 7 [略]
[略]		

宮崎県告示第 765号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年12月 3 日から平成21年12月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年12月 3 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
26	県道	宮崎須 木線	宮崎市大字 上北方字川 端 118番 6 地先から同 市大字瓜生 野字柏田 1 35番 1 地先 まで	旧	12.1 ～ 29.1	459.5
				新	12.1 ～ 29.1	459.5
					11.4 ～ 60.6	445.0

宮崎県告示第 766号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成21年12月 3 日から平成21年12月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年12月 3 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
26	県道	宮崎須 木線	宮崎市大字 上北方字川 端 118番 6 地先から同 市大字瓜生 野字柏田 1 35番 1 地先	平成21年12月 3 日

			まで	
--	--	--	----	--

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成21年12月 3 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請 年月 日	名 称	代表者の氏名	主たる事 務所の所 在地	定款に記載され た目的
平成 21年 11月 2日	特定非営利 活動法人た かはるハー トム	谷山 天一	宮崎県西 諸県郡高 原町大字 広原4938 番地29	この法人は、 地域住民が自ら 行う「地域づく り」活動を支援 するとともに、 様々な人・組織 ・分野が連携し 、これからの時 代にふさわしい 、互いに支え合 い、手を取り合 う地域社会を再 構築することを 目的とする。

歯科技工士法（昭和30年法律第 168号）第12条第 1 項及び第 2 項の規定により、歯科技工士国家試験を次のとおり実施する。

平成21年12月 3 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 試験の期日
学説試験 平成22年 2 月16日（火曜日）
実地試験 平成22年 2 月17日（水曜日）
- 試験の場所
学説試験 宮崎市清水 1 丁目12番 2 号

<p>宮崎歯科技術専門学校 実地試験 宮崎市清水1丁目12番2号 宮崎歯科技術専門学校</p> <p>3 受験願書の受付期間 平成22年1月13日(水曜日)から1月22日(金曜日)まで(郵送の場合は、1月22日付けの消印のあるものまで有効とする。)</p> <p>4 受験願書の提出先 受験者の住所地を管轄する保健所(県外居住者にあつては、宮崎県福祉保健部医療業務課)</p> <p>5 その他 詳細については、宮崎県福祉保健部医療業務課(電話0985(26)7055)に問い合わせること。</p> <hr/> <p>土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、狭野地区県営土地改良事業(高原町、県営経営体育成基盤整備事業)に係る換地処分をした。 平成21年12月3日 宮崎県知事 東国原 英 夫</p> <hr/> <p>建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により実施した平成21年二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者は、次のとおりである。 平成21年12月3日 宮崎県知事 東国原 英 夫</p> <p>二級建築士(合格者56名)</p>		21-14	8F-10322Y
		21-15	8F-10362P
		21-16	8F-10375N
		21-17	8F-10378Y
		21-18	8F-10433R
		21-19	8F-10447R
		21-20	8F-10478L
		21-21	8F-10521M
		21-22	8F-10547K
		21-23	8F-10591M
		21-24	8F-10619M
		21-25	8F-10629R
		21-26	8F-10646L
		21-27	8F-10659K
		21-28	8F-10675M
		21-29	8F-10774N
		21-30	8F-10886N
		21-31	8F-10915P
		21-32	8F-10930R
		21-33	8F-10973Y
		21-34	8F-10999P
		21-35	8F-11087L
		21-36	8F-11116M
		21-37	8F-11155Y
		21-38	8F-11172M
		21-39	8F-11212K
		21-40	8F-20022P
合格番号	受験番号		
21-1	8F-10023L		
21-2	8F-10026P		
21-3	8F-10036K		
21-4	8F-10037L		
21-5	8F-10065L		
21-6	8F-10067N		
21-7	8F-10122M		
21-8	8F-10125R		
21-9	8F-10149L		
21-10	8F-10175Y		
21-11	8F-10236P		
21-12	8F-10291N		
21-13	8F-10318M		

21-41	8F-20037R
21-42	8F-20064P
21-43	8F-20094Y
21-44	8F-20121R
21-45	8F-20194L
21-46	8F-20205R
21-47	8F-20208L
21-48	8F-20250L
21-49	8F-20304Y
21-50	8F-20336N
21-51	8F-20364N
21-52	8F-20376L
21-53	8F-20407P
21-54	8F-20420N

21-55	8F-20487K
21-56	8F-20501K

木造建築士 (合格者 0 名)

病院局公告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成21年12月3日

宮崎県病院局長 甲斐景早文

- 1 落札に係る購入物品及び数量
人工心肺装置一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等
宮崎県病院局経営管理課経営企画担当
宮崎市橋通東1丁目9番10号
- 3 落札者を決定した日
平成21年11月5日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社メディカル・アプライアンス 熊本県熊本市徳王2丁目8番68号
- 5 落札金額
75,495,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成21年9月14日

公安委員会規則

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月3日

宮崎県公安委員会委員長 野中玄雄

宮崎県公安委員会規則第15号

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則 (平成21年宮崎県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後				
<p>銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則 (医師の指定)</p> <p>第1条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第12条の3の診断を行う医師の指定(以下「医師の指定」という。)は、次の表の左欄に掲げる診断の対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>診断の対象者</th> <th>医師</th> </tr> <tr> <td>法第5条第1項第2号に規定する政令で定める病気(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第5条の2第3号に定める病気を除</td> <td>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第18条第1項の精神保健指定医に指定されている医師</td> </tr> </table>	診断の対象者	医師	法第5条第1項第2号に規定する政令で定める病気(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第5条の2第3号に定める病気を除	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第18条第1項の精神保健指定医に指定されている医師	<p>銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則 (医師の指定)</p> <p>第1条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第4条の3第2項の診断を行う医師の指定は、<u>介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第16項に規定する認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師のうちから行うものとする。</u></p>
診断の対象者	医師				
法第5条第1項第2号に規定する政令で定める病気(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第5条の2第3号に定める病気を除	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第18条第1項の精神保健指定医に指定されている医師				

く。)にかかっている者として調査の必要のあるもの並びに法第5条第1項第3号及び第4号に掲げる者として調査の必要のあるもの	
銃砲刀剣類所持等取締法施行令第5条の2第3号に定める病気ににかかっている者として調査の必要のあるもの	左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師
介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第16号に規定する認知症である者として調査の必要のあるもの	左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師

2 法第12条の3の診断を行う医師の指定は、次の表の左欄に掲げる診断の対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。

診 断 の 対 象 者	医 師
法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第8条第3号に定める病気を除く。)にかかっている者として調査の必要のあるもの並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者として調査の必要のあるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第18条第1項の精神保健指定医に指定されている医師
銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に定める病気ににかかっている者として調査の必要のあるもの	左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師
介護保険法第8条第16項に規定する認知症である者として調査の必要のあるもの	左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師

2 医師の指定の期間は、3年以内とし、再指定を妨げないものとする。

3 前2項の医師の指定(以下「医師の指定」という。)の期間は、3年以内とし、再指定を妨げないものとする。

附 則

この規則は、平成21年12月4日から施行する。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第78号

平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に係る候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年12月3日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 21 年 8 月 30 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙 (宮崎県 1 区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

24,276,100円

3 報告書の要旨

候補者氏名	上 杉 光 弘	候補者届出政党、所属党派	本人届出	
出納責任者氏名	長 友 士 郎		期 間	7月20日から 第1回分 9月10日まで

収 入		支 出	円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業) (寄附額)	人 件 費	1,272,000
		家 屋 費	3,265,643
		選挙事務所費	3,091,868
		集会会場費	173,775
(別紙のとおり)		通 信 費	211,371
		交 通 費	151,098
		印 刷 費	1,521,567
		広 告 費	1,559,395
		文 具 費	70,114
		食 糧 費	315,122
その他の寄附 件		休 泊 費	0
その他の収入		雑 費	391,593
今 回 計	10,672,000	今 回 計	8,757,903
前 回 計	0	前 回 計	0
総 計	10,672,000	総 計	8,757,903

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	257,250円
	ビラの作成	441,000円
	ポスターの作成	719,262円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	157,500円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	197,400円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	189,000円
	計	1,961,412円

報告書受理年月日	平成 21 年 9 月 14 日 第 1 回報告分
----------	---------------------------

(氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額) 円
自由民主党宮崎県 衆議院選挙区支部	政党支部	10,000,000
小 川 次 郎	会社員	96,000
別 当 幸 宣	〃	96,000
佐 多 賢 治	〃	96,000
堀 口 直 人	〃	96,000
川 越 昌一郎	〃	96,000
富 田 裕 子	〃	96,000
木 村 聖 子	〃	96,000

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 21 年 8 月 30 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙 (宮崎県 1 区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

24,276,100円

3 報告書の要旨

候補者氏名	川 村 秀三郎	候補者出陣 所属派	本人届出	期 間	7月16日から 第1回分
出納責任者氏名	川 村 秀史郎				9月11日まで

収 入		支 出	円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業) (寄附額)	人 件 費	1,568,350
	円	家 屋 費	2,628,567
民主党本部	政 党 5,000,000	選挙事務所費	2,302,507
秀栄会	政治団体 4,000,000	集会会場費	326,060
日本林業の政策を 推進する政治連盟	政治団体 300,000	通 信 費	147,196
		交 通 費	0
		印 刷 費	335,400
		広 告 費	1,130,716
		文 具 費	107,714
		食 糧 費	520,428
その他の寄附	件	休 泊 費	0
その他の収入		雑 費	1,348,330
今 回 計	9,300,000	今 回 計	7,786,701
前 回 計	0	前 回 計	0
総 計	9,300,000	総 計	7,786,701

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
	ビラの作成	462,700円
	ポスターの作成	563,200円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	135,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	159,000円
	計	1,784,592円

報告書受理年月日	平成 21 年 9 月 14 日 第 1 回報告分
----------	---------------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成21年8月30日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（宮崎県1区）
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

24,276,100円

3 報告書の要旨

候補者氏名	川村 秀三郎	候補者党派	本人届出	期 間 9月12日から 10月5日まで 第2回分
出納責任者氏名	川村 秀史郎			

収 入			支 出		円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費		
		円	家 屋 費		66,000
			選挙事務所費		63,000
			集合会場費		3,000
			通 信 費		522,800
			交 通 費		0
			印 刷 費		0
			広 告 費		0
			文 具 費		0
			食 糧 費		0
その他の寄附	件		休 泊 費		0
その他の収入			雑 費		158,956
今 回 計		0	今 回 計		747,756
前 回 計		9,300,000	前 回 計		7,786,701
総 計		9,300,000	総 計		8,534,457

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
	ビラの作成	462,700円
	ポスターの作成	563,200円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	135,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	159,000円
	計	1,784,592円

報告書受理年月日 平成21年10月 8日 第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 21 年 8 月 30 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙 (宮崎県 1 区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

24,276,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	鶴丸千夏	候補者出陣所属派	幸福実現党	期 間	7月30日から 第1回分 9月1日まで
出納責任者氏名	鶴丸千夏				

収 入				支 出	円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)	円	人 件 費	110,000
幸福実現党	政治団体	4,853,082		家 屋 費	357,000
つるまる千夏後援会	政治団体	292,070		選挙事務所費	357,000
				集合会場費	0
				通 信 費	90,667
				交 通 費	0
				印 刷 費	596,154
				広 告 費	639,665
				文 具 費	12,901
				食 糧 費	17,439
その他の寄附 件				休 泊 費	0
その他の収入				雑 費	232,293
今 回 計		5,145,152		今 回 計	2,056,119
前 回 計		0		前 回 計	0
総 計		5,145,152		総 計	2,056,119

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	
	ビラの作成	
	ポスターの作成	
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	計	

報告書受理年月日	平成 21 年 9 月 14 日 第 1 回報告分
----------	---------------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成21年8月30日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（宮崎県1区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
- 24,276,100円

3 報告書の要旨

候補者氏名	鶴丸千夏	候補者党派	幸福実現党	期 間	9月2日から 第2回分 9月29日まで
出納責任者氏名	鶴丸千夏				

収 入			支 出		円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額) 円	人 件 費		0
			家 屋 費		0
			選挙事務所費		0
幸福実現党	政治団体	101,227	集会会場費		0
			通 信 費		0
			交 通 費		0
			印 刷 費		0
			広 告 費		0
			文 具 費		0
			食 糧 費		0
その他の寄附	件		休 泊 費		0
その他の収入			雑 費		101,227
今 回 計		101,227	今 回 計		101,227
前 回 計		5,145,152	前 回 計		2,056,119
総 計		5,246,379	総 計		2,157,346

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	
	ビラの作成	
	ポスターの作成	
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	計	

報告書受理年月日	平成21年10月 1日 第2回報告分
----------	--------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 21 年 8 月 30 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙 (宮崎県 1 区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

24,276,100円

3 報告書の要旨

候補者氏名	中山 成 彬	候補者出陣 所属派	本人届出	
出納責任者氏名	串 間 明 夫			期 間 7月14日から 9月11日まで 第1回分

収 入	円	支 出	円
主たる寄附 (氏名) (団体名)		人 件 費	1,437,588
(職 業)		家 屋 費	2,005,370
(寄附額)		選挙事務所費	1,999,770
円		集会会場費	5,600
自民党宮崎県第一 政党支部	15,500,000	通 信 費	0
選挙区支部		交 通 費	1,850
		印 刷 費	1,209,550
		広 告 費	817,740
		文 具 費	34,136
		食 糧 費	0
その他の寄附 件		休 泊 費	0
その他の収入		雑 費	430,838
今 回 計	15,500,000	今 回 計	5,937,072
前 回 計	0	前 回 計	0
総 計	15,500,000	総 計	5,937,072

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	220,500円
	ビラの作成	386,050円
	ポスターの作成	603,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	144,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	138,600円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	168,000円
	計	1,660,150円

報告書受理年月日	平成 21 年 9 月 14 日 第 1 回報告分
----------	---------------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成21年8月30日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（宮崎県1区）
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

24,276,100円

3 報告書の要旨

候補者氏名	馬場 洋 光	候補者党派	日本共産党	期 間	7月 1日から 9月 7日まで	第1回分
出納責任者氏名	松 本 隆					

収 入			支 出		円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費		0
		円	家 屋 費		230,526
日本共産党宮崎県 委員会	政党支部	1,000,000	選挙事務所費		230,526
日本共産党宮崎県 中部地区委員会	政党支部	200,000	集合会場費		0
			通 信 費		18,484
			交 通 費		0
			印 刷 費		682,500
			広 告 費		146,863
			文 具 費		0
			食 糧 費		15,860
その他の寄附	件	0	休 泊 費		0
その他の収入		0	雑 費		6,732
今 回 計		1,200,000	今 回 計		1,100,965
前 回 計		0	前 回 計		0
総 計		1,200,000	総 計		1,100,965

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	
	ビラの作成	
	ポスターの作成	
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	計	

報告書受理年月日 平成21年9月14日 第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 21 年 8 月 30 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙 (宮崎県 2 区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
23,551,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	江 藤 拓	候補者党派、所属派	自由民主党	期 間	7月31日から 第1回分 9月10日まで
出納責任者氏名	壺 岐 良 文				

収 入			支 出		円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費		6,088,870
		円	家 屋 費		7,936,021
自民党宮崎県第二 選挙区支部	政党支部	10,000,000	選挙事務所費		7,577,090
			集会会場費		358,931
			通 信 費		190,540
			交 通 費		362,074
			印 刷 費		1,646,950
			広 告 費		692,780
			文 具 費		360,134
			食 糧 費		334,811
その他の寄附	件		休 泊 費		97,440
その他の収入		6,452,223	雑 費		172,010
今 回 計		16,452,223	今 回 計		17,881,630
前 回 計		0	前 回 計		0
総 計		16,452,223	総 計		17,881,630

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	257,250円
	ビラの作成	462,700円
	ポスターの作成	927,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105円
	計	2,202,411円

報告書受理年月日 平成 21 年 9 月 14 日 第 1 回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成21年8月30日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（宮崎県2区）
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

23,551,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	江 藤 拓	候補者党派	自由民主党	期 間 9月25日から 10月2日まで 第2回分
出納責任者氏名	壺 岐 良 文			

収 入			支 出		円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費		0
		円	家 屋 費		50,000
			選挙事務所費		50,000
			集合会場費		0
			通 信 費		505,219
			交 通 費		0
			印 刷 費		50,750
			広 告 費		6,539
			文 具 費		0
			食 糧 費		0
その他の寄附	件		休 泊 費		0
その他の収入			雑 費		61,755
今 回 計		0	今 回 計		674,263
前 回 計		16,452,223	前 回 計		17,881,630
総 計		16,452,223	総 計		18,555,893

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	257,250円
	ビラの作成	462,700円
	ポスターの作成	927,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105円
	計	2,202,411円

報告書受理年月日 平成21年10月 2日 第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 21 年 8 月 30 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙 (宮崎県 2 区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

23,551,000 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	大 原 守 人	候補者出城、所属派	本人届出	期 間
出納責任者氏名	大 原 守 人			4月24日から 9月14日まで 第1回分

収 入	支 出	円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	人 件 費	736,162
(職 業)	家 屋 費	888,785
(寄附額)	選挙事務所費	888,785
円	集合会場費	0
	通 信 費	17,108
	交 通 費	3,720
	印 刷 費	594,120
	広 告 費	309,203
	文 具 費	1,679
	食 糧 費	11,830
その他の寄附 1 件	休 泊 費	35,400
その他の収入	雑 費	898,006
	10,000	
	3,624,823	
今 回 計	今 回 計	3,496,013
前 回 計	前 回 計	0
0		
総 計	総 計	3,496,013
3,634,823		

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	
	ビラの作成	
	ポスターの作成	
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	計	

報告書受理年月日	平成 21 年 9 月 14 日 第 1 回報告分
----------	---------------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 21 年 8 月 30 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙 (宮崎県 2 区)
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

23,551,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	嶋 崎 義 和	候補者党派	幸福実現党	期 間	7月30日から 9月2日まで	第1回分
出納責任者氏名	三 宅 正 文					

収 入			支 出			円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費		0	
		円	家 屋 費		119,000	
幸福実現党	政治団体	4,755,882	選挙事務所費		119,000	
			集 合 会 場 費		0	
			通 信 費		68,000	
			交 通 費		0	
			印 刷 費		874,699	
			広 告 費		384,148	
			文 具 費		4,200	
			食 糧 費		5,513	
その他の寄附	件		休 泊 費		0	
その他の収入		1,000	雑 費		134,251	
今 回 計		4,756,882	今 回 計		1,589,811	
前 回 計		0	前 回 計		0	
総 計		4,756,882	総 計		1,589,811	

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	
	ビラの作成	
	ポスターの作成	
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	計	

報告書受理年月日 平成 21 年 9 月 14 日 第 1 回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 21 年 8 月 30 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙 (宮崎県 2 区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

23,551,000 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	嶋 崎 義 和	候補者出立所属派	幸福実現党	期 間	9 月 3 日から 9 月 29 日まで
出納責任者氏名	三 宅 正 文				第 2 回分

収 入	支 出	円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	人 件 費	0
(職 業)	家 屋 費	0
(寄附額)	選挙事務所費	0
円	集合会場費	0
	通 信 費	0
	交 通 費	0
	印 刷 費	0
	広 告 費	0
	文 具 費	0
	食 糧 費	0
その他の寄附 件	休 泊 費	0
その他の収入	雑 費	10,991
今 回 計	今 回 計	10,991
前 回 計	前 回 計	1,589,811
総 計	総 計	1,600,802

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	
	ビラの作成	
	ポスターの作成	
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	計	

報告書受理年月日	平成 21 年 9 月 30 日 第 2 回報告分
----------	---------------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 21 年 8 月 30 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙 (宮崎県 2 区)
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

23,551,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	道休 誠一郎	候補者党派	民主党	期間	7月21日から 第1回分 9月11日まで
出納責任者氏名	田口 雄二				

収 入			支 出		円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費		0
		円	家 屋 費		195,550
民主党	政 党	5,000,000	選挙事務所費		152,000
道休誠一郎後援会	政治団体	180,500	集会会場費		43,550
			通 信 費		57,140
			交 通 費		10,000
			印 刷 費		2,086,000
			広 告 費		872,665
			文 具 費		43,883
			食 糧 費		142,608
その他の寄附	1 件	28,500	休 泊 費		93,870
その他の収入			雑 費		90,432
今 回 計		5,209,000	今 回 計		3,592,148
前 回 計		0	前 回 計		0
総 計		5,209,000	総 計		3,592,148

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
	ビラの作成	462,700円
	ポスターの作成	1,081,500円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	150,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	200,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	190,000円
	計	2,346,700円

報告書受理年月日 平成 21 年 9 月 14 日 第 1 回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 21 年 8 月 30 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙 (宮崎県 3 区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

23,526,400円

3 報告書の要旨

候補者氏名	古川 禎久	候補者党派	自由民主党	期間	7月30日から 第1回分 9月11日まで
出納責任者氏名	西田 育生				

収 入			支 出		円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費		0
		円	家 屋 費		1,431,223
自由民主党宮崎県	政党支部	15,000,000	選挙事務所費		325,475
第三選挙区支部			集会会場費		1,105,748
瀬戸口 敬一郎	無 職	35,000	通 信 費		0
深 城 逸 子	主 婦	34,000	交 通 費		8,250
原之村 辰 雄	無 職	40,000	印 刷 費		5,042,950
			広 告 費		825,603
			文 具 費		131,463
			食 糧 費		216,646
その他の寄附	9 件	176,000	休 泊 費		0
その他の収入		3,289,035	雑 費		513,766
今 回 計		18,574,035	今 回 計		8,169,901
前 回 計		0	前 回 計		0
総 計		18,574,035	総 計		8,169,901

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
	ビラの作成	462,000円
	ポスターの作成	1,173,900円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	154,484円
	計	2,415,240円

報告書受理年月日	平成 21 年 9 月 14 日 第 1 回報告分
----------	---------------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成21年8月30日執行衆議院小選挙区選出議員選挙（宮崎県3区）
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

23,526,400円

3 報告書の要旨

候補者氏名	古川 禎久	候補者党派	自由民主党	期 間	9月12日から 第2回分 9月25日まで
出納責任者氏名	西田 育生				

収 入			支 出		円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費		0
		円	家 屋 費		1,426,918
			選挙事務所費		66,192
			集合会場費		1,360,726
			通 信 費		0
			交 通 費		0
			印 刷 費		0
			広 告 費		0
			文 具 費		0
			食 糧 費		0
その他の寄附	件		休 泊 費		0
その他の収入			雑 費		0
今 回 計		0	今 回 計		1,426,918
前 回 計		18,574,035	前 回 計		8,169,901
総 計		18,574,035	総 計		9,596,819

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
	ビラの作成	462,000円
	ポスターの作成	1,173,900円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	154,484円
	計	2,415,240円

報告書受理年月日 平成21年10月 2日 第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 21 年 8 月 30 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙 (宮崎県 3 区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

23,526,400 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	古川 禎久	候補者出城、所属派	自由民主党	期間 9月26日から
出納責任者氏名	西田 育生			10月14日まで 第3回分

収 入	支 出	円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	人件費	0
(職業)	家屋費	0
(寄附額)	選挙事務所費	0
円	集合会場費	0
	通信費	0
	交通費	0
	印刷費	0
	広告費	0
	文具費	0
	食糧費	0
その他の寄附 件	休泊費	0
その他の収入	雑費	13,668
今回計	今回計	13,668
前回計	前回計	9,596,819
総計	総計	9,610,487

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
	ビラの作成	462,000円
	ポスターの作成	1,173,900円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	154,484円
	計	2,415,240円

報告書受理年月日	平成 21 年 10 月 21 日 第 3 回報告分
----------	----------------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 21 年 8 月 30 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙 (宮崎県 3 区)
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

23,526,400 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	松原慎治	候補者所属政党	幸福実現党	期 間	7月30日から 9月1日まで	第1回分
出納責任者氏名	松原慎治					

収 入			支 出			円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費		100,980	
		円	家 屋 費		76,032	
幸福実現党	政治団体	4,708,845	選挙事務所費		69,132	
松原慎治後援会	政治団体	76,005	集合会場費		6,900	
			通 信 費		79,743	
			交 通 費		850	
			印 刷 費		475,987	
			広 告 費		843,495	
			文 具 費		37,229	
			食 糧 費		3,962	
その他の寄附	件		休 泊 費		0	
その他の収入			雑 費		32,012	
今 回 計		4,784,850	今 回 計		1,650,290	
前 回 計		0	前 回 計		0	
総 計		4,784,850	総 計		1,650,290	

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	
	ビラの作成	
	ポスターの作成	
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	計	

報告書受理年月日 平成 21 年 9 月 1 4 日 第 1 回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 21 年 8 月 30 日執行衆議院小選挙区選出議員選挙 (宮崎県 3 区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

23,526,400 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	松村 秀利	候補者出城、所属派	社会民主党		期間	6月 1日から	第1回分
出納責任者氏名	外山 孝				9月 4日まで		

収 入		支 出	円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職業)	人件費	1,950,000
	(寄附額)	家屋費	247,816
	円	選挙事務所費	247,816
(別紙のとおり)		集会会場費	0
		通信費	0
		交通費	1,400
		印刷費	1,486,450
		広告費	663,571
		文具費	3,908
		食糧費	94,926
その他の寄附 件		休泊費	28,800
その他の収入	2,000,000	雑費	111,634
今回計	7,880,000	今回計	4,588,505
前回計	0	前回計	0
総計	7,880,000	総計	4,588,505

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
	ビラの作成	462,000円
	ポスターの作成	761,950円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	159,075円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	84,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	192,150円
	計	1,921,675円

報告書受理年月日	平成 21 年 9 月 11 日 第 1 回報告分
----------	---------------------------

(氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額) 円
社会民主党宮崎県 連合	政党支部	5,000,000
国 部 明 宏	無 職	120,000
津久江 清 一	無 職	120,000
串 間 正 明	団体職員	100,000
高 橋 秀 樹	団体職員	100,000
武 田 寿美子	団体職員	120,000
児 玉 めぐみ	団体職員	120,000
山 中 組 子	団体職員	100,000
日 高 友 子	団体職員	100,000

--	--